

00333

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

都市計画の変更に係る図書の縦覧

製造の請負等の指名競争入札に参加する者に必要な資格
等臨時教育委員会の招集

◇教委告示
人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部
を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇人委告示
昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改
正

告示

鳥取県告示第千三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定
に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた
ので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）
第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地
処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石

破

二

朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十七年三月三十一日現在の地番による。）
大字別府字吹出	大字別府字吹出のうち三、一三の一、一四と一体をなす国有地以外の区域
大字別府字田井ノ上	大字別府字吹出三、一三の一、一四合併及びこれらと一体をなす国有地並びに大字別府字田井ノ上のうち三四の一部、三五、三六の一部、三八の三から三八の五まで、三九の一から三九の四まで、三九の六の一部、三九の七、三九の八、四〇の一の一部、四〇の二、四〇の四、四〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別府字垣ノ内	大字別府字田井ノ上三四の一部、三五、三六の一部、三九の一から三九の四まで、三九の六の一部、三九の七、三九の八、四〇の一の一部、四〇の二、四〇の四、四〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字山ノ谷口四九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字別府字垣ノ内的一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字別府字垣ノ内的一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二の五から四二の八までと一体をなす国有地並びに大字別府字角方のうち一〇〇及びこれと一体をなす国有地並びに一〇一の一と一体をなす国有地以外の区域
大字別府字垣ノ谷口	大字別府字山ノ谷口のうち四九、五一、五二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別府字外ヶ坪	大字別府字垣ノ内四三の一の一部、四六の一の一部、四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字山ノ谷口四九の一部、五一、五二の四及びこれらと一体をなす国有地

有地並びに大字別府字外ヶ坪の全域	
大字別府字漬田、一二三の一から一二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字岸田九五の二と一体をなす国有地、大字別府字ハン田二三八及び一三九と一体をなす国有地の一部並びに大字別府字溝添の全域	
大字別府字角方	大字別府字田井ノ上三八の三から三八の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字垣ノ内四二の一から四二の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四二の五から四二の八までと一体をなす国有地並びに大字別府字ジャクロのうち一〇〇及びこれと一体をなす国有地並びに一〇一の一と一体をなす国有地以外の区域
大字別府字浜田	大字別府字角方の一九から一一九から一二一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字別府字浜田のうち一二三の一から一二二の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字別府字ハン田二三七の一及び一三八と一体をなす国有地の一部並びに大字別府字ジャクロ一〇〇及び一〇一の一と一体をなす国有地の一部
区域	大字別府字岸田のうち九五の二と一体をなす国有地以外の

00335

大字別府

大字別府字ハン田のうち一三七の一、一三八及び一三九と

字ハン田

一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第千三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畠字座性平六七一の一、字小代路六七三の五
(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

(一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(二) 解除の理由

道路敷地とするため

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二 東伯郡三朝町大字下畠字小代路六七三の九(次の図に示す部分に限る。)

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第千三十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千三十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一(一)

解除予定に係る保安林の所在場所

長和瀬字宮島九一八の七、九一八の八、九一九の一、九二二の六、九二三の七、九二四の一、九三三の六、九三三の六、九四八の六、字下水無瀬九四九の一、九四九の一、九四九の一

二(一) 保安林として指定された目的

魚つき

(二) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

(三) 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡青谷町大字井手字海平三八五の二三、三八五の四六、字水無瀬平一〇七〇の二、一〇七〇の三

(四) 保安林として指定された目的

風害の防備

(五) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

(六) 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二一の一

(七) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(八) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

鳥取県告示第千三百四十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一條第一項の規定に基づき、同法第十條第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石破二朗

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行なおうとする者

二 開催日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
昭和四十八年一月二十二日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町 旧県議会議事堂第二会議室

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の产地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（千円）に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講の五日前までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品
筆記用具、印鑑及び昼食

鳥取県告示第千三十五号

大鴨土地改良区がら申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（中河原地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十四日認可したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第四十八条第八項の規定の例により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千三十六号

昭和四十七年十月二十四日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（岩美地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

二 縦覧に供する期間
昭和四十七年十二月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所
岩美町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十七号

昭和四十七年十月九日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（富江地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三十八号

昭和四十七年十一月二十四日付で溝口町長から申請のあつた土地改良（谷川地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千三十九号
昭和四十七年十一月二十五日付で名和町長から申請のあつた土地改良（下原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

溝口町役場

鳥取県告示第千四十号

昭和四十七年十一月二十五日付で名和町長から申請のあつた土地改良（中田地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）

7 昭和47年12月19日 火曜日

鳥 取 県 公 報

による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一、縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二、縦覧に供する期間
昭和四十七年十二月二十日から二十日間
- 三、縦覧に供する場所
名和町役場

- 一、縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二、縦覧に供する期間
昭和四十七年十二月二十日から二十日間
- 三、縦覧に供する場所
名和町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十一号

昭和四十七年十一月二十五日付で名和町長から申請のあつた土地改良（東坪地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千四十一号

昭和四十七年十一月二十五日付で名和町長から申請のあつた土地改良（東坪地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千四十三号

若桜町長から申請のあつた町営土地改良（若桜地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千四十三号

若桜町長から申請のあつた町営土地改良（若桜地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第十四四十四号

江府町長から申請のあつた町営土地改良（佐川地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十四四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町長から用瀬町が行なう土地改良事業に係る別府地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十四四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

都市計画の変更に係る土地の区域	
1	一等大路第三類第二号正蓮寺晚稻線 変更する部分
2	鳥取市安長及び徳吉 一等大路第三類第四号停車場布勢線 変更する部分
3	鳥取市幸町 二等大路第一類第二号富安宮ノ下線 追加する部分
4	鳥取市行徳、幸町及び天神町 二等大路第一類第四号叶裁判所線 変更する部分
5	鳥取市今町一丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、本町二丁目、本町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目及び西町四丁目 二等大路第二類第五号古海賀露線 変更する部分
	鳥取市古海、安長、商栄町、江津、晚稻及び賀露町 鳥取市東町一丁目二二〇 縦覧場所
	鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第七・四・一号橋谿公園

追加する部分

鳥取市上町

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第三・三・三号境中央公園

追加する部分

境港市上道町字中鴻河及び字上鴻河

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第千四十九号

昭和四十八年度における製造の請負、物件の売買及び役務の提供（測量、設計及び地質調査に係るもの）について県が行なう指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要素を総合勘案して行なった審査の結果に基づき、契約の種類及び予定金額に対応させて定めた資格とする。

- 1 資格審査提出前二年の各事業年度における製造高、販売高又は収入高
- 2 従業員の数
- 3 資本又は出資の額
- 4 営業年数

5 機械、装置、車両、運搬具等の保有量

6 流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの）

7 その他必要に応じ経営及び信用の状態

（二）資格審査の手続

1 願書

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査願（様式第一号）を昭和四十八年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

2 添附書類

指名競争入札参加資格審査願には次に掲げる書類を添附しなければならない。ただし、昭和四十七年度に資格を得た者で、印刷、工事用材料販売、清掃、採石に係る業を営むものにあつては、経営業態調書、貸借対照表及び納税済証明書を、その他の業を営むものにあつては、経営業態調書及び納税済証明書を添附すれば足りる。

- (一) 経営業態調書（様式第二号）
- (二) 営業用機械器具調書（様式第三号）
- (三) 貸借対照表（資格審査願提出前一年の事業年度分のもの（様式第四号））
- (四) 資格審査願提出前一年における納税義務の発生した国税（法人税又は所得税に限る。）及び鳥取県の県税（事業税及び自動車税に限る。）の納税済証明書

(五) 営業証明書（法人にあつては登記簿の謄本、個人にあつては市町村長の証明書）

（六）許可認可等を必要とする業種にあつては、これを証する書面

（七）代表者身分証明書（禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ないものでないことを証する書面）

（八）印鑑証明

（九）採石業を営む者にあつては、採石納入実績証明書（前年度鳥取県に納入した実績（金額）を証する書面）

（十）委任状（年間委任の場合に限る。）

三 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、資格が決定したときは、資格決定通知書によりその旨を通知する。

四 資格の有効期間

一による資格の有効期間は、昭和四十八年度限りとする。ただし、昭和四十九年度の指名競争入札に参加するためには必要な資格が決定されるまでの間は、引き続き効力を有するものとする。

様式第1号

指名競争入札参加資格審査願

鳥取県知事 殿

製造の請負
 このたび物件の売買の指名競争入札に参加する資格を得るため、下記種目を登録していただきたい
 役務の提供

いので、店舗の写真をちよう付し、事業所の位置図を記入し、関係書類を添えてお願いします。

なお、この審査願のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

電話番号 局 番

〒

記

登録を希望する営業種目	
(詳細は記載説明書参照)	

事業所の位置(略図)

店舗の写真

様式第2号

経営業態調書

昭和 年 月 日

(1) 区 分	本 社 (本 店)		支 社 (支店) 営 業 所 等		
商号又は名称					
所 在 地					
代 表 者					
電 話 番 号					
(2) 営 業 種 目			代理店		
(3) 営 業 年 数	創 業		現 組 織 に 変 更	営 業 年 数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月	
(4) 製 造 高、販 売 高、又は収入高	直前第2年度分決算から		直前第1年度分決算から		年間平均高 千円
	年 月 日 から	年 月 日 から	年 月 日 から	年 月 日 から	
	年 月 日 まで	年 月 日 まで	年 月 日 まで	年 月 日 まで	
(5) ① 流動比率	流動資産 千円	$\times 100 =$	(貸借対照表より) %		%
② 従業員の数	技術関係職員 人 ()人	事務関係職員 人 ()人	販売関係職員 人 ()人	その他の職員 人 ()人	計 人 ()人
経営規則	区 分	直 前 決 算 時 千円	剩 余(欠損)金 処 分 千円	計 千円	
	資 本 金 (出資金)				
	準 備 金				
	積 立 金				
	繰 越 金 (繰越欠損)				
④ 設 備	区 分	機械器具 千円	車輛・運搬具 千円	工具・器具 千円	計 千円
①価格(取得・製作)					
②減価償却費					
① - ② 価 格					
(6) 前年度登録の状況	登録の有無	有 無	登録業種 及び番号	業№	左の格付 級
(7) 摘 要					

(注) 代理店はできるだけ詳細に書いてください。欄内に書ききれないときは別紙に記入してください。

様式第3号

13 昭和47年12月19日 火曜日 鳥取県公報

- 1 本表は、この審査額提出直前のものについて記載すること。
2 本表は、経営業態開書の設備欄10の価格の算定上基礎となつた機械装置、車輛運搬具及び工具、器具別に区分し作成すること。

様式第4号

貸 借 対 照 表 (年 月 日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
項目	金額	項目	金額
現金・預金		支 払 手 形	
受取手形		買掛金	
売掛金		短期借入金	
原材 料		未 払 金	
仕掛品		未 払 費 用	
製品(商品)		預り金	
貯蔵品		前受金	
その他の流動資産		その他の流動負債	
計(流動資産)		計(流動負債)	
土地		長期借入金	
固定資産(土地を除く)		その他の固定負債	
無形固定資産		計(固定負債)	
投資		負債計	
その他の固定資産		資本金及び剩余金	
計(固定資産)		当期利益金	
繰延勘定		計(資本)	
合 計		合 計	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会の會議を次のとおり招集した。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頸

一日時 昭和四十七年十二月二十二日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 県立盲学校、聾学校学則の一部改正について

(2) その他

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二

行政職給料表等級別標準職務表

職務の等級	標準的な職務
特一等級	本庁の部長の職務
一等級	一 本庁の次長の職務 二 委員会の事務局の長の職務 三 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務
二等級	一 本庁の課長の職務 二 出先機関の課長の職務
三等級	一 本庁の課長補佐の職務 二 出先機関の課長の職務
四等級	本庁又は出先機関の係長の職務
五等級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
六等級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務
七等級	定型的な業務を行なう職務

鳥取県人事委員会委員長 森本繁藏

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県人事委員会規則第三十一号

別表第三の十の表中

一等級	四	四	四
一等級	二五	三三	一九
四	二九	三三	一九
四	二九	六	六

一等級	四	四	四
特一等級	二五	三三	一九
四	二九	六	六
四	二九	三三	一九

十二号) の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中

副出納長(人事委員会が承認したものに限る。)
出納室長(人事委員会が承認したものに限る。)

を

に改める。

別表第十三の表中

行政職給料表
行政職給料表

附則

副出納長(人事委員会が承認したものに限る。)に改める。

に改める。

九号給に改める。

この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附則

この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県人事委員会規則第三十三号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二

規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表の項中

一等級

を

特一等級又
 は一等級

に改める。

別表第八の第二中「一等級」を「一等級以上」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十八年一月一日から施行する。

昭和四十七年十二月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「婦人警察補導員の職」の下に、「自動車運転免許試験員の職」を加える。